

**化学物質排出把握管理促進法施行令の
一部改正等について**

**令和 4 年 1 月 21 日
大臣官房環境保健部
環境安全課**

化学物質排出把握管理促進法施行令の一部改正について ①

- 令和3年10月15日に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、閣議決定。
- 公布日：令和3年10月20日、施行日：令和5年4月1日※
※ 改正後の第一種指定化学物質の排出・移動量の把握は令和5年度から、届出は令和6年度から実施

参考：これまでの審議経過

令和元年7月1日	諮問「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」
令和元年7月22日	第42回環境保健部会 ・PRTR対象物質等専門委員会の設置
令和元年12月3日	第1回合同会合※(第1回PRTR対象物質等専門委員会)
令和2年2月19日	第2回合同会合※(第2回PRTR対象物質等専門委員会)
令和2年2月25日 ～3月13日	化管法対象物質見直しに関する合同会合報告案パブリックコメント(意見募集) ・意見数 541通、662件
令和2年4月10日 ～16日	第3回合同会合※(第3回PRTR対象物質等専門委員会) (書面審議) ・専門委員会報告を取りまとめ
令和2年7月31日	第44回環境保健部会 ・答申案の審議
令和2年8月31日	答申「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」
令和2年12月4日 ～令和3年1月4日	改正政令案パブリックコメント(意見募集) ・意見数 2,918通、4,199件

※：薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会PRTR対象物質調査会、化学物質審議会安全対策部会化管法物質選定小委員会と合同開催

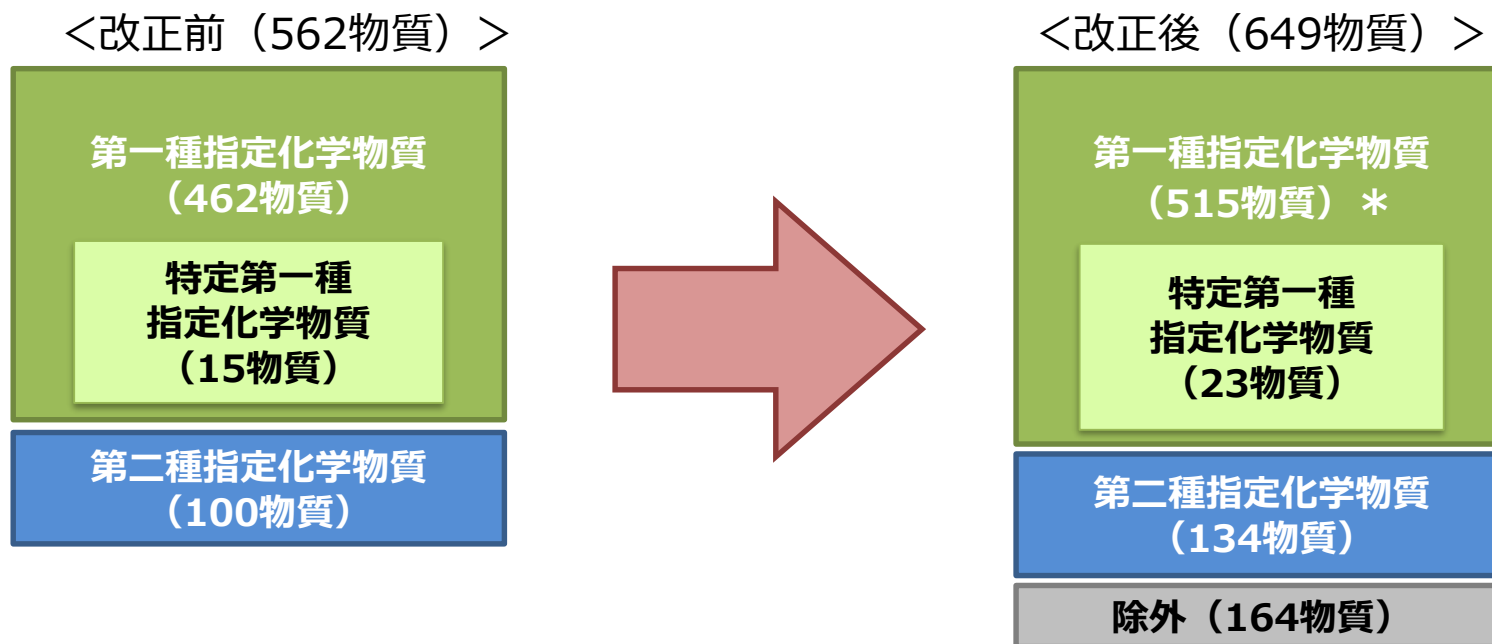
化学物質排出把握管理促進法施行令の一部改正について ②

○ 対象物質数の概況

- PRTR制度(※1)とSDS制度(※2)の対象となる第一種指定化学物質は**515物質***
(うち発がん性等のある23物質は特定第一種指定化学物質)
- SDS制度のみの対象となる第二種指定化学物質は**134物質**

※1 PRTR制度 : 化学物質排出・移動量届出制度 (Pollutant Release and Transfer Register)

※2 SDS制度 : 化学物質の性状や取扱いに関する情報 (安全データシート) の提供に関する制度 (Safety Data Sheet)



* R2.8.31審議会答申時の522物質に対し、指定化学物質の分類の整理やパブリックコメントへの対応により、最終的に515物質（7物質減）となった。

- ・有機スズ化合物から特定第一種指定化学物質となるTBTOの分離(1物質増)
- ・構造が類似する物質等のグループ化による統合(6物質減)
- ・パブリックコメントを踏まえた脂肪酸塩2物質の指定の見送り(2物質減)

化学物質排出把握管理促進法施行規則の一部改正について（予定）

- 化学物質排出把握管理促進法施行令の一部改正等に伴い、
化学物質排出把握管理促進法施行規則についても、今後必要な改正を行う予定。
- 主な改正事項（案）
 - 他法令により測定義務のある対象化学物質の排出量の把握と届出が必要とされている特別要件施設において把握すべき排出量に、大気汚染防止法の水銀排出施設のうち廃棄物焼却処理施設で規模要件を満たすものからの、水銀及びその化合物を追加（第四条）
 - 対象化学物質の見直しにより、対応化学物質分類ごとに属する第一種指定化学物質の再指定（別表）
 - 対象化学物質の管理番号欄等の追加による、届出様式の変更（様式第一）
 - 電子届出の通信方式としてダイヤルアップ方式の廃止による、電子届出申請様式の変更（様式第四）
- 今後の予定
 - パブリックコメントを経て、令和3年度内に公布予定
 - 施行時期については、事項に応じて定める予定
 - 地方自治体や事業者への施行令及び施行規則の改正事項の周知を実施